

■釧路市河川占用料

(2) 土地占用料(年額)

区分		単位	単価及び算出方法			
			令和5年度		令和6年度	
			1か月以上の占用	1か月未満の占用	1か月以上の占用	1か月未満の占用
工作物の伴う敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）		1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額（1か月未満の占用にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）			
第1種電柱		1本	420円	462円	480円	528円
第2種電柱			650円	715円	730円	803円
第3種電柱			880円	968円	990円	1,089円
第1種電話柱			380円	418円	430円	473円
第2種電話柱			610円	671円	680円	748円
第3種電話柱			830円	913円	940円	1,034円
その他の柱類			38円	41.8円	43円	47.3円
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	4円	4.4円	4円	4.4円
鉄塔		1基	760円	836円	850円	935円
管の（外径が0.4m未満のものに限る。）の埋設	0.07m未満	1メートル	16円	17.6円	18円	19.8円
	0.07m以上0.1m未満		23円	25.3円	26円	28.6円
	0.1m以上0.15m未満		34円	37.4円	38円	41.8円
	0.15m以上0.2m未満		45円	49.5円	51円	56.1円
	0.2m以上0.3m未満		68円	74.8円	77円	84.7円
	0.3m以上		91円	100.1円	100円	110円
鉄道及び軌道用敷地		1平方メートル	80円	88円	80円	88円
農耕用敷地			近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき釧路市農業委員会が情報提供を行った借賃（その情報提供がなかったときは、類似の農業委員会が情報提供を行った借賃）をいう。以上同じ。）を勘案して市長が定める額（1か月未満の占用にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）			
採草及び放牧用敷地			近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額（1か月未満の占用にあっては、100分の110を乗じて得た額）			
漁業及び養殖用水面			20円	22円	20円	22円
けい船その他に係る水面			30円	33円	30円	33円
鉱泉地		1口	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額（1か月未満の占用にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）			
工作物の伴わない敷地		1平方メートル	近傍類似に100分を5を乗じて得た額（1か月未満の占用にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）			